

武蔵野（野川流域）の水車経営農家・水車（新車）のロゴマークを募集します

今から200年以上前に作られ、昭和43年ごろまで精米や粉ひきに活躍していた大沢の「水車（新車）」が、この秋、約40年ぶりに動き出します。市では、新しく生まれ変わる同施設のロゴマークを募集し、パンフレットへの掲載などに活用します。当選者には三鷹の森ジブリ美術館のチケットや図書券をプレゼント。あなたもすてきなロゴマークをデザインしてみませんか。

【申込】6月7日（月）～30日（水）（消印有効）にロゴマーク（5×5cm程度）・住所・氏名・電話番号を記入し「〒181-8555生涯学習課」へ
【問い合わせ】内線3314



武蔵野（野川流域）の水車経営農家・水車（新車）のロゴマークを募集します

第16回 まちづくりフォトコンテスト

【問い合わせ】（株）まちづくり三鷹 ☎40-9669

今年のテーマは
「I LOVE♥みたか」

一般部門A4サイズ未満の部
金賞1点 30,000円
＋副賞

一般部門A4サイズ以上の部
金賞1点 50,000円
＋副賞

中学生以下部門
金賞1点 文具券3,000円
＋三鷹の森ジブリ美術館ペアチケット
＋副賞



前回の審査員特別賞「春爛漫」
長谷川康雄さん

このほか各賞・参加記念品
もあります

応募作品 今年中に市内を撮影した未発表およびほかに発表予定のない作品（三鷹風景百選に限り同時応募可）。カラーまたはモノクロのプリント写真で各部門一人5点まで。

受付期間 6月1日～平成23年1月11日（火） ※今年度は受付開始を早めました。

応募方法 応募票または自作用紙に必要事項を記入して写真の裏に貼り、（株）まちづくり三鷹（1面三鷹風景百選の応募先と同様）へ郵送または持参。くわしい募集要項と応募票は同社窓口およびホームページ [HP](http://www.mitaka.ne.jp/photo/index.html) <http://www.mitaka.ne.jp/photo/index.html> で入手できます。

審査結果 平成23年2月下旬に「広報みたか」と（株）まちづくり三鷹のホームページで発表。

作品展 平成23年3月に三鷹産業プラザで、入賞作品を含む全応募者の作品を展示します。

「ほっとベンチ」への寄付を募集しています

－だれもが安心して歩ける道を…ベンチのあるまちづくり整備事業－



市内の道路のさらなるバリアフリー化推進をめざし、みなさんとの協働で設置している「ほっとベンチ」。今年度も設置費用（一基あたり約30万円）の一部を寄付（一口5万円）していただける方を募集します。昨年度は多くの方からのご協力と寄付により、35基のベンチを設置することができました。各ベンチには、寄付していただいた方の個人・企業・団体名やメッセージなどの刻まれたプレート（希望者のみ）を設置しており、今年度は25基の設置を予定しています。

【申込】所定の申込用紙を持参または郵送で「〒181-8555 道路交通課」（市役所5階50番窓口）へ。申込用紙は同課、市民課、市政窓口、市民協働センターで配布するほか、市のホームページからもダウンロードできます
※申し込みが募集数に達した場合は、来年度分として活用します。

【問い合わせ】道路交通課 ☎内線2845

三鷹の森ジブリ美術館 企画展

「ジブリの森のえいが展」土星座へようこそ

三鷹の森ジブリ美術館では、館内の映像展示室「土星座」で上映している短編映画7作品の世界に触れて楽しむ企画展を開催しています。大人気の「めいとこねこバス」をテーマにした「こねこバスルーム」をはじめ、見どころが満載です。
※「こねこバスルーム」は小学校低学年以下対象のため、大人の付き添いはできません。



こねこバスルーム © Museo d'Arte Ghibli

【開催】前期＝11月8日（月）まで、後期＝11月20日（土）～平成23年5月（予定）
【場所】三鷹の森ジブリ美術館（下連雀1-1-83、予約制）
【問い合わせ】同美術館 ☎0570-055777（ごあんないダイヤル）・ [HP](http://www.ghibli-museum.jp/top.html) <http://www.ghibli-museum.jp/top.html>

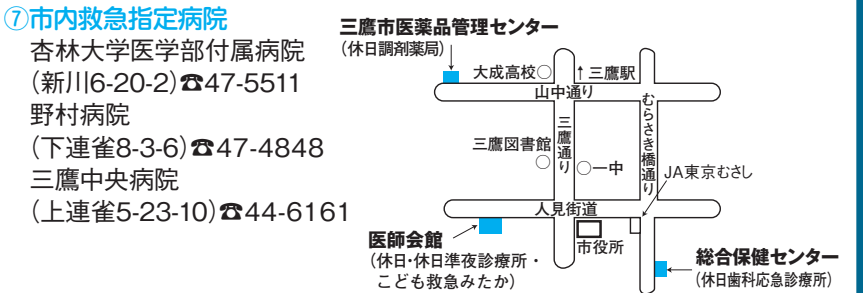
三鷹の森ジブリ美術館 三鷹市・近隣市民枠チケット 7～9月分を販売中

休館日を除く毎日100枚（午前・午後各50枚）を1人1回6枚まで先着制で販売。
【対象】三鷹市・武蔵野市・小金井市・西東京市に住民登録または外国人登録している方、各市内に在勤・在学の方
【料金】みたか観光案内所（下連雀3-24-3-101）
【料金】大人1,000円、中・高生700円、小学生400円、幼児（4歳以上）100円
【必要書類】免許証、保険証、外国人登録証、社員証、学生証など在住・在学・在勤を示すもの（購入時）
【問い合わせ】みたか都市観光協会 ☎40-5525 ・ [HP](http://kanko.mitaka.ne.jp/) <http://kanko.mitaka.ne.jp/>

休日・夜間・緊急時の診療はこちらへ

休日や夜間など医療機関がお休みのときの急病に備え、急病者の初期治療と応急処置を行っています。受診の際は、必ず健康保険被保険者証をお持ちください。

- ①休日診療所（内科・小児科）
（日曜日、祝日、年末年始） 午前10時～11時45分、午後1時～4時30分
- ②休日準夜診療所（内科・小児科）
（日曜日、祝日、年末年始） 午後6時～9時30分
- ③小児初期救急平日準夜間診療所（こども救急みたか）
（月～金曜日） 午後7時30分～10時30分（受付は10時まで）
①～③はいずれも三鷹市医師会館（野崎1-7-23） ☎24-8199
- ④休日歯科応急診療所
（日曜日、祝日、年末年始） 三鷹市総合保健センター（新川6-35-28）
☎46-3234 午前10時～11時45分、午後1時～4時
- ⑤休日調剤薬局
（日曜日、祝日、年末年始） 三鷹市医薬品管理センター（上連雀7-4-8）
☎49-7766 午前10時～午後4時30分、午後6時～9時30分
- ⑥医療機関案内（24時間）
◆三鷹消防署 ☎47-0119
◆東京消防庁救急相談センター ☎03-3212-2323 ・ ☎042-521-2323
◆東京都保健医療情報センター（ひまわり） ☎03-5272-0303
[HP](http://www.himawari.metro.tokyo.jp/) <http://www.himawari.metro.tokyo.jp/>



消費者相談窓口から 消費者相談窓口 ☎47-9042 260 賃貸アパートの更新料と更新手数料の請求を受けていますが…

相談

賃貸アパートに入居後、初めての契約更新時期を迎えました。不動産業者から、更新料として家賃の1ヵ月分と更新手数料を請求されましたが、支払わなければならないのでしょうか。
（20代 男性）

アドバイス

更新料とは、契約更新時の対価として借主から貸主に支払われるお金です。法律上の定めがなく、更新料を支払うという特約がなければ支払う必要はありません。特約があっても、その有効性について裁判所の判断が分かっているのが現状です。当初の契約で更新料を取り決めているか、契約書面などで確認しましょう。
次に不動産業者からの更新手数料の請求についてですが、一般的に不動産業者は貸主から委託を受けて更新事務を行うため、その事務

（更新）手数料は貸主が負担すべき費用です。ただし、借主が貸主との交渉や更新事務を不動産業者に依頼したような場合などでは、費用負担が発生することもあるので確認が必要です。
賃貸物件で入居前から明け渡しまでのトラブルを防ぐため、注意してほしい点をあげてみました。
◇インターネットやチラシの広告だけで判断せず、必ず現地で部屋の確認をしましょう。
◇不動産業者が仲介する場合、不動産業者は借主に対し、契約の前に重要事項説明書を交付し、説明する義務があります。分からない

ことは遠慮せず質問し、内容の確認と理解に努めましょう。
◇契約書は、その内容をよく確認したうえで署名・押印するようにしましょう。
◇入居時の現況写真を撮っておきましょう。
◇入居中に問題が起きた場合は、すぐに不動産業者が貸主に連絡し話し合いましょう。
◇退去時には貸主、不動産業者立会のもと、部屋の状況について確認しましょう。
困った時は、消費者相談室などにご相談ください。